

化学物質管理者講習

化学物質の製造事業場向け
// 取扱事業場向け

講習会のお知らせ

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）の改正に伴い、リスクアセスメント対象物質の製造・取扱事業所等においては、『化学物質管理者』の選任が必要となりました。

当連合会では、告示に基づき、自律的な化学物質管理を行うために必要な知識と実務能力を習得していただくために『化学物質管理専門的講習』等下記の日程で開催いたします。

【化学物質管理者専門的講習（2日間）】化学物質の製造事業場向け

開催日時	開催場所	所在地	時間
令和6年 1月10日(水) 11日(木)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00 8:50-16:30

【化学物質管理者専門的講習に準ずる講習（1日）】取扱い事業場向け

開催日時	開催場所	所在地	時間
12月5日(火)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00
令和6年 2月16日(金)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00
令和6年 3月13日(水)	山梨県立 中小企業人材開発センター	甲府市大津2130-2	9:00-17:00

受講料

◎化学物質管理者専門的講習(2日間)

受講料 24,000円 テキスト代 2,200円 合計 26,200円 消費税込 28,820円

◎化学物質管理者専門的講習に準ずる講習(1日間)

受講料 12,000円 テキスト代 1,800円 合計 13,800円 消費税込 15,180円

申込方法：講習会の申込は、それぞれ、開催月前月の初旬から受付開始となります。

(例：12月開催講習 → 11月初旬の更新日)。当会ホームページにてご確認ください。

(<http://www.yamanashi-roukiren.com/anzen-eisei.html>)

※ 2日間講習について

- ① 令和4年厚生労働省告示第276号に則した講習となっています。
- ② 第1種衛生管理者や各種作業主任者技能講習修了者等の方に対する科目免除は実施しておりません。
- ③ **講習2日目は、ノートパソコンを持参してください。**当会ではノートパソコンの用意はいたしません。ノートパソコンを持参出来ない場合は、受講出来ませんのでご了承ください。会場にはWifi環境がないため、事前に下記のダウンロードが必要となります。マクロが使用出来るMicrosoft Excelがインストールされているパソコンに厚生労働省ホームページ『職場の安全サイト⇒化学物質⇒化学物質のリスクアセスメント実施支援』から「CREATE-SIMPLE ver.2.5」をダウンロードしてください。